

## 第51号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

加東市長 安田正義

### 加東市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(加東市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 加東市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成18年加東市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年加東市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 任期の定めがある職員に対する第1項の規定の適用については、この規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(加東市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 加東市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成18年加東市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(教職調整額又は給料の調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額又は給料の調整額の月額を加算した額)」を「及びこれに対する給料の調整額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加東市条例第 号)第2条第1項に規定する期末手当に相当する額を除く。))」に改める。

(加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年加東市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の右に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第3項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第20条を次のように改める。

（会計年度任用職員の1週間の勤務時間）

第20条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、次に掲げる勤務時間とする。

(1) パートタイム会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める時間とする。

(2) フルタイム会計年度任用職員（法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要があり特に必要と認める場合には、会計年度任用職員に前項の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。

第21条（見出しを含む。）中「臨時職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第21条の2 第10条の規定は、会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「第8条」とあるのは「第20条」と、「第17条」とあるのは「第29条」と読み替えるものとする。

第22条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割り振り）」を付し、同条を次のように改める。

第22条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第23条の見出しを削り、同条第1項中「第22条第1項」を「前条」に、「臨時職員等の勤務時間の割り振り及び休日（祝日法による休日及び年末年始の休日を除く。次項において同じ。）」を「会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割り振り」に改め、同条第2項中「勤務時間の割り振り及び休日」を「週休日及び勤務時間の割り振り」に、「の休日」を「（パ

ートタイム会計年度任用職員にあつては8日以上)の週休日」に改め、同項ただし書中「で休日」を「で週休日」に改める。

第24条の見出し中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時職員(給与条例第39条に規定する臨時職員をいう。以下に同じ。)」を「会計年度任用職員」に、「第22条の規定による日曜日又は土曜日(以下この項において「週休日」という。)」を「第22条第1項又は前条の規定により週休日とされた日」に、「第22条に規定する日以外の日又は第23条」を「第22条第2項又は前条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の休日)

第24条の2 第11条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第25条の見出し中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に、「祝日等」を「休日」に改め、同条第1項中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に、「「祝日等」という。」を「「休日」と総称する。」に、「第23条」を「第22条、第23条又は第24条」に、「当該休日後勤務日等」を「当該休日後の勤務日等」に改め、同条第2項中「職員」を「会計年度任用職員」に、「当該休日」を「当該代休日」に改める。

第26条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に、「及び特別休暇」を「、特別休暇、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第2項を削る。

第27条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

会計年度任用職員の年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、その者の在職期間及び勤務時間等を考慮し、規則で定める日数とする。

第27条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「前各項」を「前項」に、「臨時職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同項を同条第2項とする。

第27条の2の見出し中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時職員の」を「会計年度任用職員の」に、「「臨時職員」を「、「会計年度任用職員」に改める。

第28条を次のように改める。

(会計年度任用職員の特別休暇)

第28条 第16条の規定は、会計年度任用職員の特別休暇について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第30条を第33条とし、第29条中「臨時職員等(地方公務員法第57条の規定の適用を受ける臨時職員等を除く。)」を「会計年度任用職員」に改め、同条第2項を削り、同条を第32条とし、第28条の次に次の3条を加える。

(会計年度任用職員の介護休暇)

第29条 第17条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「規則で定める会計年度任用職員」と、「6箇月」とあるのは「93日」と、「給与条例第25条」とあるのは「加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第8条」と、「同条例第16条」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員については同条例第7条、パートタイム会計年度任用職員については同条例第18条」と読み替えるものとする。

（会計年度任用職員の介護時間）

第30条 第17条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「規則で定める会計年度任用職員」と、「給与条例第25条」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第8条」と、「同条例第16条」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員については同条例第7条、パートタイム会計年度任用職員については同条例第18条」と読み替えるものとする。

（会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

第31条 会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 加東市職員の育児休業等に関する条例（平成18年加東市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「加東市臨時職員の身分取扱いに関する規則（平成18年加東市規則第18号）第3条の規定により任用された臨時職員」を「地方公務員法（昭和23年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了日に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育

児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に認められる場合として規則に定める場合に該当する場合

第3条第7号中「該当すること」の右に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第7条第1項を次のように改める。

加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第1項並びに加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第31条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

第7条第2項中「加東市一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、「している職員」の右に「（地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の右に「（地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第17条第2号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地公法」に改める。

第19条中「加東市一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第8条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地公法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。）についてはその勤務しない1時間につき、同条例第7条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額又はパートタイム会計年度任用職員（地公法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。）については同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第6条 加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年加東市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「調査員及び嘱託員」を「特別職の職員」に改める。

第5条第2号中「報酬が」を「給与（給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当をいう。）又は報酬（以下これらを「報酬等」という。）が」に、「報酬の」を「報酬等の」に改め、同条第3号中「報酬」を「報酬等」

に改める。

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表消防団のあり方検討委員会の項の次に次のように加える。

スポーツ推進委員	年額	48,000
青少年補導委員	年額	15,000

(加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第6号を次のように改める。

(6) 加東市職員互助会の会員の掛金

第15条の見出し中「給与等」を「給与」に改め、同条中「又は賃金」を削る。

第39条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第39条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

第40条から第52条までを削り、第53条を第40条とする。

(加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第9条 加東市職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年加東市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 給料又は報酬を月額で定める者の前項の手当の額は、1月につき3,000円とする。

第4条に次の1項を加える。

3 報酬を時間額で定める者の第1項の手当額は、1時間につき18円とする。

第8条中「基本賃金」を「報酬」に改める。

(加東市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第10条 加東市職員等の旅費に関する条例（平成18年加東市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する職員をいう。

第3条第3項中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

(加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年加東市条例第172号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加東市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例

第1条中「給与」の右に「、報酬及び費用弁償（以下「給与等」という。）」を加える。

第2条中「要するもの」の右に「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）」を加える。

第3条中「給与の種類」を「給与等の種類」に改め、「基準については」の右に「、常時勤務を要する者及び短時間勤務職員においては」を加え、「（平成18年加東市条例第43号）を」の右に「、会計年度任用職員においては、加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第 号）を」を加える。

（加東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第12条 加東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年加東市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 第51号議案 要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定（要旨）

### 1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、職員の臨時的任用が厳格化されるとともに、一般職非常勤職員として位置付けられる会計年度任用職員制度が新たに導入されることを受け、関係条例において法改正の趣旨を踏まえた所要の整備を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 加東市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正（第1条関係）  
地方公務員法（昭和23年法律第261号。以下「法」という。）の改正に伴う項ずれを改めること。（第2条）
- (2) 加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（第2条関係）  
会計年度任用職員の休職期間に係る規定を定めること。（第3条）
- (3) 加東市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正（第3条関係）  
会計年度任用職員の減給の額に係る規定を定めること。（第3条）
- (4) 加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第4条関係）
  - ア 会計年度任用職員の勤務条件を定めること。（第20条～第33条）
  - イ 法の改正に伴う項ずれを改めること。（第23条及び第24条）
  - ウ 所要の文言整理を行うこと。（第1条及び第2条）
- (5) 加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第5条関係）
  - ア 会計年度任用職員の育児休業に係る規定を定めること。（第2条の4、第7条、第8条及び第19条）
  - イ 所要の文言整理等を行うこと。（第2条、第2条の5、第3条、第17条及び第19条）
- (6) 加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第6条関係）  
法の改正に伴う文言整理を行うこと。（第2条及び第5条）
- (7) 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第7条関係）  
法の改正により特別職の非常勤職員の枠組みが変更になることに伴い、スポーツ推進委員及び青少年補導委員を委員等として定めること。（別表）
- (8) 加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係）
  - ア 会計年度任用職員の給与等を別の条例で定めることにより不要となる規定を削ること。（改正前の第39条～第52条）
  - イ 所要の文言整理等を行うこと。（改正後の第14条、第15条、第39条及び第40



条)

- (9) 加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（第9条関係）  
会計年度任用職員の特殊勤務手当に係る規定を定めること。（第4条及び第8条）
- (10) 加東市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第10条関係）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正による文言整理を行うこと。（第2条及び第3条）
- (11) 加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第11条関係）
  - ア 公営企業職員の会計年度任用職員の給与等について定めること。（第1条～第3条）
  - イ 所要の文言整理を行うこと。（題名）
- (12) 加東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第12条関係）  
人事行政の運営の状況報告に係る職員に会計年度任用職員を加えること。（第3条）

3 施行期日 令和2年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正            (第 1 条関係)            (職員の派遣)            第 2 条 (略)            2 法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。            (1)・(2) (略)            (3) 地方公務員法第 2 2 条第 1 項に規定する条件付採用になっている職員            (4)・(5) (略)            3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)            第 2 条 (略)            2 法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。            (1)・(2) (略)            (3) 地方公務員法第 2 2 条 _____ に規定する条件付採用になっている職員            (4)・(5) (略)            3 (略)</p>
<p>○加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 (第 2 条関係)            (休職の効果)            第 3 条 (略)            2・3 (略)</p>	<p>(休職の効果)            第 3 条 (略)            2・3 (略)            4 <u>任期の定めがある職員に対する第 1 項の規定の適用については、この規定中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

○加東市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正（第3条関係）

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、給料の月額（教職調整額又は給料の調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額又は給料の調整額の月額を加算した額）

\_\_\_\_\_の10分の1以下を減ずるものとする。

○加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第4条関係）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号\_\_\_\_\_）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（1週間の勤務時間）

第2条 （略）

2 （略）

3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、給料の月額及びこれに対する給料の調整額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第 号）第2条第1項に規定する期末手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（1週間の勤務時間）

第2条 （略）

2 （略）

3 法\_\_\_\_\_第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の

勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 (略)

(臨時職員等の勤務時間)

第20条 臨時職員等(給与条例第40条第1項に規定する臨時職員等をいう。以下同じ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要があり特に必要と認める場合には、臨時職員等に前項の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。

(臨時職員等の休憩時間)

第21条 第6条の規定は、臨時職員等の休憩時間について準用する。

勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 (略)

(会計年度任用職員の1週間の勤務時間)

第20条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の1週間当たりの勤務時間は、次に掲げる勤務時間とする。

(1) パートタイム会計年度任用職員(法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める時間とする。

(2) フルタイム会計年度任用職員(法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要があり特に必要と認める場合には、会計年度任用職員に前項の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。

(会計年度任用職員の休憩時間)

第21条 第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(臨時職員等の休日)

第22条 臨時職員等の休日は、日曜日、土曜日、祝日法による休日及び年末年始の休日とする。

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、公務の運営上の事情により特に必要と認めるときは、前項の休日を変更し、又は取り消すことができる。

3 第1項の休日のほか、任命権者が勤務を要しないと認めるときは、休日を指定することができる。

(臨時職員等の勤務時間の割振り及び休日)

第23条 任命権者は、第20条第1項及び第22条第1項の規定にかかわらず、職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要により、特別の形態によって勤務することを必要とする臨時職員等の勤務時間の割振り及び休日（祝日法による休日及び年末年始の休日を除く。次項において同じ。）について、別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により勤務時間の割振り及び休日

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第21条の2 第10条の規定は、会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「第8条」とあるのは「第20条」と、「第17条」とあるのは「第29条」と読み替えるものとする。

(会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振り)

第22条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第23条 任命権者は、第20条第1項及び前条\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要により、特別の形態によって勤務することを必要とする会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振り\_\_\_\_\_について、別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振り

を定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の休日

\_\_\_\_\_を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の休日

を設けることが困難である職員について市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で休日\_\_\_\_\_を設ける場合には、この限りでない。

(臨時職員\_\_\_\_\_の週休日の振替等)

第24条 任命権者は、臨時職員(給与条例第39条に規定する臨時職員をいう。以下同じ。)に第22条の規定による日曜日又は土曜日(以下この項において「週休日」という。)において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第22条に規定する日以外の日又は第23条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

を定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(パートタイム会計年度任用職員にあっては8日以上)

\_\_\_\_\_の週休日\_\_\_\_\_を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日

(パートタイム会計年度任用職員にあっては8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(会計年度任用職員の週休日の振替等)

第24条 任命権者は、会計年度任用職員\_\_\_\_\_に第22条第1項又は前条の規定により週休日とされた日\_\_\_\_\_において特に

勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第22条第2項又は前条\_\_\_\_\_の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

\_\_\_\_\_ (会計年度任用職員の休日)

第24条の2 第11条の規定は、会計年度任用職員について準用

(臨時職員\_\_\_\_\_の祝日等の代休日)

第25条 任命権者は、臨時職員\_\_\_\_\_に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「祝日等」という。)である第23条\_\_\_\_\_の規定により勤務時間が割り振られた日(以下のこの項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員\_\_\_\_\_は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(臨時職員等\_\_\_\_\_の休暇の種類)

第26条 臨時職員\_\_\_\_\_の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇\_\_\_\_\_とする。

2 日々雇用職員(給与条例第39条に規定する日々雇用職員をいう。以下同じ。)の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

(臨時職員等\_\_\_\_\_の年次有給休暇)

第27条 臨時職員の年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇と

する。この場合において、「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(会計年度任用職員の休日\_\_\_\_\_の代休日)

第25条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第22条、第23条又は第24条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下のこの項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(会計年度任用職員の休暇の種類)

第26条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(会計年度任用職員の年次有給休暇)

第27条 会計年度任用職員の年次有給休暇は、1年度ごとにおけ

し、その日数については、在職期間を考慮し、1年度において20日を超えない範囲内において、規則で定める。

2 日々雇用職員の年次有給休暇は、労働基準法第39条第1項及び第2項の規定の例により与える。

3 任命権者は、年次有給休暇を臨時職員等の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、別の時季に与えることができる。

4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

5 前各項に規定するもののほか、臨時職員等\_\_\_\_\_の年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

（臨時職員\_\_\_\_\_の病気休暇）

第27条の2 第15条の規定は、臨時職員の\_\_\_\_\_病気休暇について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「臨時職員\_\_\_\_\_」と読み替えるものとする。

（臨時職員等の特別休暇）

第28条 第16条及び第19条の規定は、臨時職員の特別休暇について準用する。この場合において、第16条中「選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故」とあるのは「出産」と、第19条中「病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇」とあるのは「病気休暇及び、特別休暇（規

る休暇とし、その日数は、その者の在職期間及び勤務時間等を考慮し、規則で定める日数とする。

2 前項\_\_\_\_\_に規定するもののほか、会計年度任用職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

（会計年度任用職員の病気休暇）

第27条の2 第15条の規定は、会計年度任用職員の病気休暇について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（会計年度任用職員の特別休暇）

第28条 第16条の規定は、会計年度任用職員の特別休暇について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。



則で定めるものを除く。）」と読み替えるものとする。

2 第16条及び第19条の規定は、日々雇用職員の特別休暇について準用する。この場合において、第16条中「選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由」とあるのは「特別の事由」と、第19条中「病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇」とあるのは「特別休暇（規則で定めるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（会計年度任用職員の介護休暇）

第29条 第17条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「規則で定める会計年度任用職員」と、「6箇月」とあるのは「93日」と、「給与条例第25条」とあるのは「加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加東市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第8条」と、「同条例第16条」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員については同条例第7条、パートタイム会計年度任用職員については同条例第18条」と読み替えるものとする。

（会計年度任用職員の介護時間）

第30条 第17条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、「職員」とあるのは「規則で定める会計年度任用職員」と、「給与条例第25条」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第8条」と、「同条例第16条」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員については同条例第7条、パート

<p>(適用除外)</p> <p><u>第29条 臨時職員等（地方公務員法第57条の規定の適用を受ける臨時職員等を除く。）</u>については、第2条から第19条までの規定は、適用しない。</p> <p><u>2 地方公務員法第57条の規定の適用を受ける臨時職員等について</u>は、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>○加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第5条関係） (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 常時勤務することを要しない職員又は<u>加東市臨時職員</u>の身分取扱いに関する規則（平成18年加東市規則第18号）第3</p>	<p><u>タイム会計年度任用職員については同条例第18条」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）</u></p> <p><u>第31条 会計年度任用職員の病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第32条 会計年度任用職員</u> _____については、第2条から第19条までの規定は、適用しない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 常時勤務することを要しない職員又は<u>地方公務員法（昭和23年法律第261号。以下「地公法」という。）</u>第22条の</p>
---	--

条の規定により任用された臨時職員（以下これらを「非常勤職員」という。）であって、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員  
ア～ウ （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間

2第1項に規定する会計年度任用職員（以下これらを「非常勤職員」という。）であって、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員  
ア～ウ （略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了日に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に認められる場合として規則に定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間

を基準として条例で定める期間)

第2条の4 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること\_\_\_\_\_。

(8) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号)第31条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 加東市一般職の職員の給与に関する条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員\_\_\_\_\_のうち、  
\_\_\_\_\_のうち、  
基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員に

を基準として条例で定める期間)

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。)第31条第1項並びに加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加東市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第31条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例\_\_\_\_\_第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、  
基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員に

は、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員

が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められたときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇格を行う日として加東市一般職の職員の給与に関する規則(平成18年加東市規則第32号)で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業を請求することができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。

ア・イ (略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、加東市一般職の職員の給与に関する条例第25条の規定にかかわ

は、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)

が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められたときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇格を行う日として加東市一般職の職員の給与に関する規則(平成18年加東市規則第32号)で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業を請求することができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。

ア・イ (略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第25条の規定にかかわ

らず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

○加東市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正  
(第6条関係)

(職員)

第2条 この条例において「職員」とは、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。

(1)～(4) (略)

(補償基礎額)

第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める

らず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第8条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地公法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。）についてはその勤務しない1時間につき、同条例第7条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額又はパートタイム会計年度任用職員（地公法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。）については同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(職員)

第2条 この条例において「職員」とは、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の特別職の職員        その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。

(1)～(4) (略)

(補償基礎額)

第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める

者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) その報酬が

\_\_\_\_\_日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額）

(3) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

○加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第7条関係）

別表（第1条関係）

区分		報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)
消防団のあり方検討委員会	委員	日額	8,000
その他法令又は条例、規則、規程等により		日額	8,000円以内と

者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) その給与（給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当をいう。）又は報酬（以下これらを「報酬等」という。）が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬等の額（その報酬等の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額）

(3) 報酬等が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬等のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

別表（第1条関係）

区分		報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)
消防団のあり方検討委員会	委員	日額	8,000
スポーツ推進委員		年額	48,000

<p>設けられた特別職の職員で非常勤のものとする。</p>	<p>青少年補導委員</p>	<p>年額</p>	<p>15,000</p>
	<p>その他法令又は条例、規則、規程等により設けられた特別職の職員で非常勤のもの</p>	<p>日額</p>	<p>8,000円以内とする。</p>
<p>○加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第8条関係）</p> <p>（給料からの控除）</p> <p>第14条 次に掲げる掛金等については、前条第1項の規定にかかわらず給料から控除することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>一般財団法人兵庫県市町職員互助会の会員の掛金</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>（給与等の口座振込み）</p> <p>第15条 給与又は賃金は、職員の申出により自己名義の預金又は貯金の口座へ振込みの方法によって支給することができる。</p> <p>（<u>臨時職員等の賃金の種類</u>）</p> <p>第39条 <u>月を単位として基本賃金が支給される職員（以下「臨時職員」という。）及び時間を単位として基本賃金が支給される職員（以下「日々雇用職員」という。）の賃金の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>臨時職員 基本賃金、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当</u></p> <p>(2) <u>日々雇用職員 基本賃金、通勤手当、時間外勤務手当及び</u></p>	<p>（給料からの控除）</p> <p>第14条 次に掲げる掛金等については、前条第1項の規定にかかわらず給料から控除することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>加東市職員互助会の会員の掛金</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>（給与の口座振込み）</p> <p>第15条 給与_____は、職員の申出により自己名義の預金又は貯金の口座へ振込みの方法によって支給することができる。</p> <p>（<u>会計年度任用職員の給与</u>）</p> <p>第39条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。</u></p>		



期末手当

(臨時職員等の基本賃金)

第40条 臨時職員及び日々雇用職員(以下「臨時職員等」という。)の基本賃金は、臨時職員にあつては1月に37万円を、日々雇用職員にあつては1時間に1,960円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

2 日々雇用職員の基本賃金は、当該日々雇用職員の勤務時間数を1月に集計して支給する。

(臨時職員の賃金の減額)

第41条 勤務時間条例第26条第1項に規定する年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇以外の理由で当該臨時職員が勤務時間に勤務しない場合においては、その勤務しない時間1時間(1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。)につき、勤務1時間当たりの基本賃金額を減額して賃金を支給する。

(臨時職員等の通勤手当)

第42条 第21条の規定は、臨時職員の通勤手当について準用する。

2 日々雇用職員の通勤手当は、日額500円を上限に、月額12,900円を超えない範囲内において、規則で定める額を支給する。

(臨時職員の特殊勤務手当)

第43条 第24条の規定は、臨時職員の特殊勤務手当について準

用する。

(臨時職員等の時間外勤務手当)

第44条 勤務時間条例第20条第1項及び第23条第1項に規定する勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時職員等には、当該勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの基本賃金額に当該勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合においては、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 勤務時間条例第20条第1項及び第23条第1項に規定する勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項に規定する手当の計算の基礎となる時間は、勤務時間条例第20条第1項及び第23条第1項に規定する勤務時間を超えて勤務した日の属する月分を集計し、その集計した時間（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が、30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満のときは切り捨てるものとする。

3 勤務時間条例第20条第1項及び第23条第1項に規定する勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、その勤務時間を超え

てした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた臨時職員等には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの基本賃金額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第24条の規定により、あらかじめ同条例第23条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの基本賃金額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（臨時職員の夜間勤務手当）

第45条 勤務時間条例第23条第1項の規定により定められた勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する臨時職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき勤務1時間当たりの基本賃金額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

（臨時職員の宿日直手当）

第46条 第29条の規定は、臨時職員の宿日直手当について準用する。この場合において、同条第2項中「第26条、第27条及び第28条」とあるのは、「第44条及び第45条」と読み替え

るものとする。

(臨時職員等の期末手当)

第47条 6月1日及び12月1日(以下この項において「基準日」という。)にそれぞれ在職する臨時職員等(日々雇用職員にあっては、基準日において雇用開始から6箇月を経過し、かつ、1週間当たり30時間を超えて勤務することが恒常的であると市長が認める者に限る。)に対してそれぞれ基準日の属する月の規則に定める日に、期末手当を支給する。

2 臨時職員の期末手当の額は、基本賃金額に、6月に支給する場合には100分の140を、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 日々雇用職員の期末手当の額は、1日当たりの賃金の額(1週間の勤務時間を5で除して得た時間に基本賃金額を乗じて得た額をいう。)に21を乗じた額に、6月に支給する場合には100分の40を、12月に支給する場合には100分の60を乗じて得た額とする。

(臨時職員の休職者の賃金)

第48条 臨時職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職にされた日から同日の属する年度の末日までの期間について、賃金の全額を支給する。

(臨時職員等の基本賃金の支給)

第49条 第13条の規定は、臨時職員の基本賃金の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料」とあるのは「基本賃金」と、同条第4項中「第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「第22条に規定する休日」と読み替えるものとする。

2 日々雇用職員の基本賃金は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、月の1日から末日まで(以下この項において「計算期間」という。)の分を翌月の20日(同日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する休日(以下この項において「銀行の休日」という。)に当たるときは、その前日において、その日に最も近い銀行の休日でない日)に支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、計算期間及び支給日を変更することができる。

(賃金からの控除)

第50条 加東市職員互助会の会員の掛金については、前条の規定にかかわらず、賃金から控除することができる。

(賃金の種類と基準)

第51条 法第57条の規定の適用を受ける臨時職員等の賃金の種類は、第39条各号に掲げる基本賃金及び手当とする。

2 前項の規定の適用を受ける者の賃金の基準は、その他の臨時職員等の基準に準じて、市長が規則で定めるものとする。

(適用除外)

第52条 臨時職員等については、第2条から第14条まで及び第16条から第38条までの規定は適用しない。

2 前項に規定する規定のほか、法第57条の規定の適用を受ける臨時職員等については、第15条、第39条から第47条まで、第49条及び第50条の規定は適用しない。

(委任)

第53条 (略)

○加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正 (第9条関係)  
(福祉業務手当)

第4条 (略)

2 前項の手当の額は、1月につき3,000円とする。

(手当の支給)

第8条 手当の支給については、次に掲げる区分により支給する。

- (1) 月額で定める手当は、給料又は基本賃金の支給に準じて支給する。
- (2) 日額その他の基準で定める手当は、その月分を翌月の給料又は基本賃金の支給日に支給する。

(委任)

第40条 (略)

(福祉業務手当)

第4条 (略)

2 給料又は報酬を月額で定める者の前項の手当の額は、1月につき3,000円とする。

3 報酬を時間額で定める者の第1項の手当額は、1時間につき18円とする。

(手当の支給)

第8条 手当の支給については、次に掲げる区分により支給する。

- (1) 月額で定める手当は、給料又は報酬の支給に準じて支給する。
- (2) 日額その他の基準で定める手当は、その月分を翌月の給料又は報酬の支給日に支給する。

○加東市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第10条関係）

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員及び特別職の職員で常勤のものをいう。

(2)～(5) （略）

（旅費の支給）

第3条 （略）

2 （略）

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法 \_\_\_\_\_ 第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は、支給しない。

4～7 （略）

○加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

（第11条関係）

加東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき企業職員の給与 \_\_\_\_\_

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条 第1項に規定する職員をいう。

(2)～(5) （略）

（旅費の支給）

第3条 （略）

2 （略）

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は、支給しない。

4～7 （略）

加東市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき企業職員の給与、報酬及び費用弁

\_\_\_\_\_の種類及び基準に関し必要な事項  
を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公営企業職員」とは、加東市水道事業  
に従事する職員で、常時勤務を要するもの\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_をいう。

(給与条例等の適用)

第3条 公営企業職員の給与の種類及び基準については\_\_\_\_\_、  
加東市一般職  
の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号)を  
\_\_\_\_\_適用す  
る。

○加東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

(第12条関係)

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事  
項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務  
員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職

償(以下「給与等」という。))の種類及び基準に関し必要な事項  
を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公営企業職員」とは、加東市水道事業  
に従事する職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和  
25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度  
任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第28  
条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「短  
時間勤務職員」という。)をいう。

(給与条例等の適用)

第3条 公営企業職員の給与等の種類及び基準については、常時  
勤務を要する者及び短時間勤務職員においては、加東市一般職  
の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号)を、  
会計年度任用職員においては、加東市会計年度任用職員の給与及  
び費用弁償に関する条例(令和元年加東市条例第 号)を適用す  
る。

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事  
項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務  
員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条



<p>員 _____ を除く。) を除く。以下同じ。) に係る任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒その他人事行政の運営の状況とする。</p>	<p><u>の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。) を除く。以下同じ。) に係る任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒その他人事行政の運営の状況とする。</p>
---	---